

## 緊急防災工事計画決定公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の4第1項の規定に基づき、県営能登川通信地区土地改良事業（かんがい排水事業）に係る緊急防災工事計画を令和8年4月24日に定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和8年5月12日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 縦覧に供する書類 県営能登川通信地区土地改良事業（かんがい排水事業）緊急防災工事計画書の写し
- 2 縦覧場所 滋賀県東近江農業農村振興事務所田園振興課および東近江市能登川支所

なお、滋賀県のウェブサイト(<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/nougyou/nouchiseibi/350080.html>)でも閲覧することができる。

- 3 縦覧期間 令和8年5月12日から令和8年6月9日まで

この処分について不服のある者は、滋賀県知事に対して書面により令和8年6月24日までに審査請求をすることができる。